

●香川県告示第115号

平成18年香川県告示第580号（地方自治法施行令の規定に基づく徴収又は収納事務の委託）の一部を次のように改正し、平成22年4月1日から施行する。
平成22年3月26日

香川県知事 真 鍋 武 紀

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
徴収又は収納事務	委託先	住所	委託年月日	徴収又は収納事務	委託先	住所	委託年月日
略				略			
香川県立大川圏域健康生きがい中核施設の目的外使用料の徴収事務	略			香川県立大川圏域健康生きがい中核施設の目的外使用料の徴収事務	略		
農業改良資金の償還金の徴収事務又は収納事務	略			香川県立坂出・宇多津圏域健康生きがい中核施設の目的外使用料の徴収事務	宇多津町	綾歌郡宇多津町 1881番地	平成12年4月 1日
農業改良資金の償還金の徴収事務又は収納事務	略			農業改良資金の償還金の徴収事務又は収納事務	略		
香川県科学技術研究センターの使用料の徴収事務	略			香川県立三豊圏域健康生きがい中核施設の目的外使用料の徴収事務	三豊市	三豊市豊中町本 山甲201番地1	平成12年8月 2日
略				略			
香川県番町地下駐車場、香川県玉藻町駐車場及び香川県立ミュージアム駐車場の使用料（回数券により利用する場合の使	略			香川県科学技術研究センターの使用料の徴収事務	略		
香川県番町地下駐車場、香川県玉藻町駐車場及び香川県立ミュージアム駐車場の使用料（回数券により利用する場合の使	略			香川県番町地下駐車場、香川県玉藻町駐車場及び香川県立ミュージアム駐車場の使用料（回数券により利用する場合の使	略		

用料に限る。)の収納事務	
高松港港湾施設使用料(通行料、係船料及び停泊料)の徴収事務	略
保育士登録手数料の収納事務	略
香川県立ミュージアム駐車場、栗林公園北門前駐車場及び栗林公園東門駐車場の使用料(回数券により利用する場合の使用料に限る。)の収納事務	略
略	

用料に限る。)の収納事務			
香川県立小豆圏域健康生きがい中核施設の目的外使用料の徴収事務	小豆島町	小豆郡小豆島町池田2100番地4	平成14年6月7日
高松港港湾施設使用料(通行料、係船料及び停泊料)の徴収事務	略		
保育士登録手数料の収納事務	略		
香川県立高松圏域健康生きがい中核施設の目的外使用料の徴収事務	三木町	木田郡三木町大字氷上310	平成15年5月12日
香川県立ミュージアム駐車場、栗林公園北門前駐車場及び栗林公園東門駐車場の使用料(回数券により利用する場合の使用料に限る。)の収納事務	略		
略			